

岐阜市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の解釈について（お知らせ）

平成 25 年 3 月 21 日

岐阜市福祉事務所 障がい福祉課

岐阜市保健所 地域保健課

平成25年4月1日から施行する岐阜市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の解釈について、下記のとおりとします。

記

1 条例と省令との対照

別表を確認願います。

2 条例各条の解釈について

別表の「独自基準を規定するもの」欄において○印が付されている条については、以下によることとします。

(1) 暴力団の排除（第3条）

この規定の趣旨は、岐阜市暴力団排除条例に基づいて、市と福祉ホームの設置者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、ホームを設置する法人の役員、ホームの管理者をはじめとするホームの運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととします。

したがいまして、貴ホームにおいて該当する者がいないか等点検されますとともに、今後の運営にあたり十分ご留意ください。

(2) 運営規程（第5条第8号）

第5条第8号に、本市独自の基準として、運営規程に「苦情解決のための措置に関する事項」を定めることを規定します。この規定の趣旨は、運営規程が、福祉ホーム利用時の条件や留意事項等を、当該ホームの利用希望者等に対して予め示すもので、福祉ホームの選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることを考慮し、これらの利用者等の権利を擁護するため特に重要な事項を運営規程に定めることとするものです。

したがいまして、貴ホームの運営規程において、別の条に規定する苦情解決（第16条）を遵守していく上で必要な事項が定められているかどうかを点検されますとともに、定められていない場合は、速やかに定めてください。

(3) 非常災害対策（第6条第3項）

第6条第3項に本市独自の基準として、風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力を努めることを規定します。この規定の趣旨は、災害時における施設の被災状況等を市へ報告することや二次避難所として災害時要援護者を受け入れる旨の協定を市と結ぶこと等、市と福祉ホームの設置者が協働することにより、岐阜市地域防災計画の推進を図るものです。本市は地域防災計画を毎年策定していますので、岐阜市ホームページ等で最新の内容を確認してください。

なお、国から発出されている又は今後発出される省令に関連する通知等については、独自基準による部分を除き福祉ホームの設置者に対する指導及び監督の基準としますのでご留意くださいますようお願い致します。

別表 岐阜市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例と省令の対照

条例		省令	独自基準※を規定するもの
第1条	(趣旨)	—	
第2条	(基本方針)	第2条	
第3条	(暴力団の排除)	—	○
第4条	(構造設備)	第3条	
第5条	(運営規程)	第4条	○ (第8号)
第6条	(非常災害対策)	第5条	○ (第3項)
第7条	(サービスの提供の記録)	第6条	
第8条	(記録の整備)	第7条	
第9条	(規模)	第8条	
第10条	(設備の基準)	第9条	
第11条	(職員の配置の基準)	第10条	
第12条	(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)	第11条	
第13条	(定員の遵守)	第12条	
第14条	(衛生管理等)	第13条	
第15条	(秘密保持等)	第14条	
第16条	(苦情解決)	第15条	
第17条	(事故発生時の対応)	第16条	
第18条	(委任)	—	

※「独自基準」とは、省令には規定されていない基準又は省令とは異なる基準を本市が独自に定めたもの